

秋田市告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、休止し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月9日

秋田市長 穂積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
小澤歯科医院	秋田市土崎港中央五丁目10番14号	令和6年5月20日

2 休止

事業所名称	休止年月日
たかはしこどもクリニック	令和6年6月1日
山王レディースクリニック	令和6年6月1日

3 廃止

事業所名称	廃止年月日
青山薬局 秋田駅トピコ店	令和6年5月17日
みんなの薬局 山王	令和6年4月30日